

2月	豊川 愛護モニター報告	区間	右岸 0.8km ~ 7.2km
----	-------------	----	------------------

### 【不法係留】

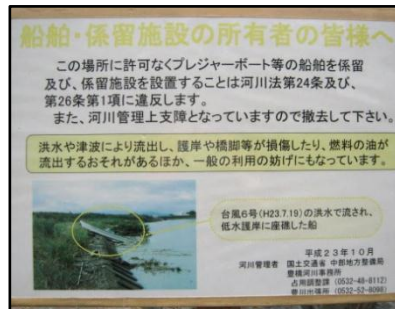
吉田城の対岸にある「下地河川敷公園」を散策し、私にとって新たな認識が加わりました。それは、船の「不法係留」という概念です。以前からこのあたりにはいつも船が置いてあり、「水辺の景色のひとつ」程度の捉え方で遠くから見ていただけでしたが、今回現地を歩いて警告の看板を見つけて認識の甘さを痛感することとなりました。河川管理者の許可なく同一場所に長期間係留したり係留杭や栈橋を設置することは法律（河川法）違反ということで、強制的な撤去措置の対象となるとのこと。なぜだめかというと、洪水の際の流失による被害拡大や景観の阻害、油もれ、公共の場所の占有等々、色々問題があるからというわけです。確かに、自動車でも「車庫証明」、「駐車違反」といった規範で秩序が保たれていることを考えると、川を走る船も例外ではないのだなと認識を新たにしました次第です。

ネットで見えてみると、全国の河川でも「不法係留船」対策は河川管理の大きなテーマとなっており、中には船をホームレスの住み家にしたり、屋形船、水上レストランなどの極端な例も多くあり、一筋縄ではいかない問題であることが分かります。

船を所有したことがないのでよく分かりませんが、船舶免許取得の際にこのような法律を学び、船を購入する際には合法的な係留場所を知るシステムではないのでしょうか？だとすればこのような現状は、「故意犯」がまかり通っているということになります。当公園の対岸も合わせると十数隻のボートが係留されていました。代執行による撤去費用もかかるでしょうし、まず所有者による速やかな撤去が原則だと思いますが、一方でこの現実是最寄りのマリナーの不足も原因としてあるのではと考えたりもするのですが・・・？



下地河川敷公園の係留船の状況： 「水辺の景色のひとつ」という甘い捉え方だけではだめなのですね



警告看板：ここに置かれている船の所有者は、必ず目にしてはいるはずですが・・・